

最近の税務争訟の傾向と 税務争訟を見据えた税務調査対応のポイント

EY弁護士法人 弁護士 北村 豊

▶ Yutaka Kitamura

2013年7月から、EY弁護士法人のマネージングパートナー。10年から京都大学法科大学院非常勤講師（税法事例演習）。09年から12年まで金融庁総務企画局政策課金融税制室課長補佐。主な取扱業務は、税務訴訟代理、審査請求サポート、税務調査対応サポート等。

I はじめに

国税通則法等の改正により税務調査手続の透明性を、より高める方向で制度整備が行われ、平成25年1月1日から施行されました。これを受けて、最近、税務調査官の意識が変化してきているように思われます。税務調査官は、処分する理由・しない理由を、より明確に説明することが求められるので、従来以上に税法上の根拠に基づいた税務調査が重視され、根拠が明確でない協議に応じにくい傾向が強まっています。また、処分に対する異議申立てから税務訴訟に至るまでの手続を税務争訟といいますが、税務争訟において証拠資料とする観点から、税務調査の段階で納税者に事実関係の整理を書面で提出させる傾向も強まっています。

他方、近時、納税者側の意識も変化してきています。納税者の税務上のポジションが税務当局のそれと異なる場合、株主代表訴訟リスクやレピュテーション・リスクに対応する上で、株主等の利害関係者に対し、どのように説明するかが問われます。このため、納税者側も、その後の税務争訟を見据えて税務調査対応をすることが求められています。

そこで、本稿では、最近の税務争訟の傾向と、税務争訟を見据えた税務調査対応のポイントについて説明します。

II 最近の税務争訟の傾向

まず、最近の納税者勝訴率について、納税者の主張が国税不服審判所において認められた割合を<表1>に、裁判所において認められた割合を<表2>にまとめました。これによると、国税不服審判所ではおおむね10～15%であり、裁判所では5～10%となっています。伝統的に、税務争訟において納税者の主張が認められる割合は低いといわれていますが、このデータは、それをある程度裏付けるものといえることができます。

▶表1 国税不服審判所において納税者の主張が認められた割合

平成22年度	12.9%	479/3717件
平成23年度	13.6%	404/2967件
平成24年度	12.5%	451/3618件

出典：国税不服審判所ウェブサイト

▶表2 裁判所において納税者の主張が認められた割合

平成22年度	7.6%	27/354件
平成23年度	13.4%	51/380件
平成24年度	6.3%	24/383件

出典：国税不服審判所ウェブサイト

もっとも、税務争訟において納税者の主張が認められる割合が低いのは、もともと納税者が勝つ見込みが低いと思われるケースが多いからかもしれません。実際、納税者が勝つ見込みが高いと思われるケースにつ

いては、裁判所において納税者の主張が正当に認められることが少なくありません。最近の納税者勝訴事例の傾向を分析すると、次の三つのケースにおいて、納税者が勝つ見込みが高いことが分かります。

第一に、税務当局の事実認定に問題があるケースです。特に実際に行われた取引の法律的な性質が争点になる場合、法律の専門家である裁判所が税務当局の事実認定を否定し、納税者の主張が認められるケースが見られるところです（東京高裁平成22年5月27日判決等）。

第二に、課税要件に関し法律と通達との間に齟齬があるケースです。この場合、税務当局としては通達に拘束されるので課税せざるを得ず、これに納得できない納税者との間で税務争訟に至ることがあります。もっとも、裁判所は、租税法律主義の下で、問題となる通達が法律上の根拠を有しているか否かを判断するので、法律上の根拠を有しない通達が否定され、納税者の主張が認められることがあります（東京地裁平成24年12月7日判決等）。

第三に、外国法の理解が問題となるケースです。外国法については、情報収集が必ずしも容易ではないことから、十分な情報がないまま処分に至るケースが、しばしば見られます。裁判所は、その後の税務当局・納税者による情報収集を踏まえて判断するので、その結果として納税者の主張が認められることがあります（最高裁平成21年12月3日判決等）。

Ⅲ 税務争訟を見据えた税務調査対応のポイント

それでは、このような税務争訟の傾向を踏まえ、納税者としては、どのように税務調査に臨むべきでしょうか。ここでは、ポイントを三つ挙げます。

第一に、税務調査の初期段階から税務争訟を見据えた対応をすることです。早い段階で、裁判所で納税者の主張が認められるか否かを見極めて対応することで、より効率的な対応が可能になります。例えば、取引の法律的な性質が問題となるケースでは、裁判所では納

税者の主張が認められる可能性が高いにもかかわらず、税務調査官の理解が得られないために処分に至るケースが見られます。このようなケースでは、できる限り早い段階で法律的な説明を適切に行い、税務調査官の誤解を解くことが重要です。税務調査官は、税務調査を通じて徐々に心証を形成していくので、後の段階になればなるほど、これを覆すのが難しくなります。

第二に、税務・会計・法律の専門家チームの活用が挙げられます。従来は、税務・会計の専門家が税務調査対応に関与し、法律の専門家は税務争訟になってから関与するケースが多かったと思われます。もし税務・会計・法律の専門家がチームとして対応すれば、税務調査の初期段階から税務争訟を見据えて法律的な論点も含めて迅速に対応することができます。また、最初から最後まで一貫して同じチームが対応することにより、納税者が専門家に対し何度も同じ説明をしなくて済むなど、極めて効率性の高い対応が可能になるでしょう。

第三に、グローバルな税務・会計・法律のネットワークの活用が挙げられます。特に外国法が問題となるケースでは、外国法の情報をはたかに正確かつ迅速に収集するかがポイントになりますが、税務当局・納税者共に情報収集に苦勞するケースが少なくありません。グローバルなネットワークを活用すれば、税務調査の初期段階で外国法に関する正確な情報を迅速に税務調査官に示すことにより、税務調査官の誤解を早期に解消することが可能になるでしょう。

お問い合わせ先

EY弁護士法人

Tel : 03 3509 1668

E-mail : yutaka.kitamura@jp.ey.com

EY弁護士法人は、税務・会計・法律の専門家がグローバルに協働することにより、クライアントのニーズに即した法務サービスを提供することを目指しています。主な取扱業務は、①税務争訟、②一般企業法務、③労務・人事、④トランザクションです。